

質問

Q 1 - 1 新型コロナウイルス感染症への対応について

昨年来の新型コロナウイルスのパンデミックで、現在、新規感染者が急増しています。障害のある人には基礎疾患をもつ人も多く、不安な毎日を余儀なくされています。この状況について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。（1つ）

- 回答① 政府の対策は十分である
- 回答② 感染者が増え、政府の対策には多少問題がある
- 回答③ 政策が後手後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい
- その他

**立憲民主党** 政府が進めてきた「withコロナ（社会経済と感染対策の両立）」では、これまでの間、感染抑制と感染拡大の波が何度も繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えています。感染防止対策と医療支援、そして生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、通常に近い生活・経済活動を取り戻し、国民生活と経済を力強く再生させるべきと考えます。

**日本共産党** 基礎疾患のある障害者にとって、コロナ感染は命取りになりかねません。医療体制の強化をおこない、大規模検査とワクチン接種をセットでおこなうこと、補償と生活支援を手厚くすることが必要です。

**国民民主党** 政府が進めてきた「withコロナ（社会経済と感染対策の両立）」では、これまでの間、感染抑制と感染拡大の波が何度も繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えています。感染防止対策と医療支援、そして生活者・事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を十分に収束させ、その状態を継続させることで感染を封じ込め、通常に近い生活・経済活動を取り戻し、国民生活と経済を力強く再生させるべきと考えます。

**公明党** これまでの緊急事態宣言や重点措置の継続・拡大にも関わらず、デング熱の拡大によって、新規感染者が急増しています。コロナ対策について数はこれまでにない規模で全国的に増えています。反面リスクは、様々な方々のご意見を伺いながら加しています。重症者数も過去最大規模となり、その都度、政府に対策を求めて模となり、死亡者数も増加傾向が見えており、病床の確保をはじめ、必要に応じて、全国各地で災害レベルの状況に成り至っていない。重要な対策に全力で取り組んでいけると認識しています。このままでは、ご指摘のように、障害のある人救える命が救えない危機的な状況が危惧されるため、接触の機会を更に削減し、ワクチン接種においても、するとともに、医療体制の強化や保健基礎疾患を有する方に優先的に接種を進めています。

**社会民主党** 政府が優先すべきは感染予防対策、医療体制の強化ですが、「Go TOキャンペーン」に巨額の予算を注ぎ込み、緊急事態宣言も常にタイミングが遅化する可能性があります。すでに地域で自立し、中途半端で効果を低減させている障害者が、入院時の介護の付き添いを断られ、入院できず、自宅療養の強行で生命を危険に晒しています。

**れいわ新選組** 障害者の中には重症化リスクのある方もいらっしゃいますし、感染して入院した場合、慣れている介助・コミュニケーション支援者が感染防止対策の為に付添いできなくなり、療養環境が障害のない人に比べ悪化しています。すでに地域で自立し、中途半端で効果を低減させている障害者が、入院時の介護の付き添いを断られ、入院できず、自宅療養の強行で生命を危険に晒しています。また介助者・支援者が感染源にならないように、障害当事者だけでなく、障害者が利用する事業所・施設の職員にも医療従事者同様、優先的にワクチン接種、PCR検査が必要であると、れいわ新選組は政府に要請してきました。しかし、その体制整備が遅れ、残念ながら障害者の入所施設、デイサービス等の事業所でクラスターが発生し、お亡くなりになる利用者さんが発生してしまっています。

質問

Q3-1 旧優生保護法被害者に対する補償について

旧優生保護法下での強制不妊手術など障害のある人に対する重大な人権侵害が明らかになり、8地裁で提訴されています。一時金支給法が施行されましたが、被害者25,000人(厚労省発表)のうち、支給認定されたのは僅か931人(7月末)です。この問題について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

回答① 当面は一時金支給法による支給を行なっていく

**立憲民主党** 旧優生保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と連携し、対象者への周知に取り組むべきと考えます。

**公明党** 旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は重大な人権侵害であり、被害者の高齢化が進んでいることから早期の救済が必要と判断し、旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。この一時金は、まだ多くの方々に御申請いただいていない状況にあるため、より多くの方々に支給していただけるように、一時金支給法等について丁寧に周知していく必要があると考えます。

**日本維新の会**

**国民民主党** 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、真摯に反省し、心から深くおわびするとともに、国が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給します。

回答② 国として被害者に謝罪をし、その上でその意を込める形で相応の補償額とすべきである。

**日本共産党** 国が自ら人権侵害をおこなってきたことの謝罪を、一時金支給法にも明記するよう改正すべきであり、その意を込める相応の補償額に引き上げるべきです。また、被害者の高齢化がすすんでいることや、被害にあっていることを認識できない人もいることから、「申請主義」をやめ、被害者の立場に立って救済する制度にすべきです。

**社会民主党** 支給認定の低さは、この問題の本質を示しています。旧法によって、存在を否定され差別され続けてきた被害者が、自ら情報を得て申請する障壁は多く非常に高い。旧法に関して、国による調査、検証、総括、反省、謝罪、そして生涯に渡る被害を救済するための補償が必要です。

**れいわ新選組** 一時金支給法の前文では、国が主体となつての反省と被害者への謝罪の表明が不明確です。国としての被害者への謝罪表明が、人権回復の第一歩と考えます。また、申請主義では被害当事者にとってハードルが高いため、プライバシーに配慮した形で、国の調査で被害が認定された方全員に支給される方法を早急に考えていただきたいと思います。

その他

**自由民主党** 一時金の支給対象者が確実に請求を行うことができるよう、様々な機会を捉えて積極的に周知広報を行うことが重要と考えています。これまでも政府において、ホームページ・SNS等を活用した周知、障害者関係団体と連携した周知・広報、障害特性に配慮した手話・字幕付き動画、点字版リーフレット等を作成、配布などにより制度の周知に取り組まれてきたと承知しています。引き続き、障害者関係団体などにも協力をいただきながら、積極的な周知広報につとめ、一時金の着実な支給に全力を尽くしてまいります。

## 質問

### Q 9. 基本合意と骨格提言について

国（厚労省）は2010年、障害者自立支援法違憲訴訟団と基本合意を交わし、それに基づいて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の骨格提言が出されました。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。（1つ）

回答① 基本合意と骨格提言は完全に実現された

回答② 基本合意と骨格提言はやや実現された

回答③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない

回答④ 基本合意と骨格提言は全く実現されていない

その他

#### 立憲民主党

障がい者の参画を基本とした基本合意と骨格提言が取りまとめられた経緯を尊重し、今後、骨格提言の理念の実現を目指し、検討を深めていくべきだと考えます。

#### れいわ新選組

障害者総合支援法成立後、重度訪問介護の知的・精神障害者への拡大などは段階的に施行され、2018年に法改正が行われたが、もともと積み残された課題（常時介護を要する障害者等に対する支援）＝パーソナルアシスタンスの検討や、障害者の就労の支援、支給決定の在り方など）骨格提言や基本合意の内容はほとんど手付かずのまま残されていると考えます。

#### 日本共産党

総合支援法が出されたときに「基本合意」「骨格提言」にもとづく施策をいっぺんに実現するのは難しいので、附則で明記して、3年後に見直すとしてきました。しかしその見直しも応益負担の徹底、新設の自立生活援助など、給付削減の誘導につながりかねない内容があり問題です。司法の場で約束し、骨格提言は国の委託を受けて話し合った部会が正式にまとめた報告書です。国は基本合意と骨格提言にもとづいて国内法を整備する責任があります。

#### 自由民主党

基本合意と骨格提言は、障害のある方をはじめ、当事者の皆様の思いが込められた貴重なものであり、これまでの制度改正等においてこれらも踏まえ必要な見直しを行っていますが、今後とも障害福祉分野における見直しについて、不断の検討を行っていきます。

#### 公明党

基本合意と骨格提言は着実に進んでいると認識しています。改正障害者総合支援法には、高齢障がい者の介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みの創設や、入院中も重度訪問介護による支援を可能とすることが盛り込まれています。また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障がい児支援の推進などの課題に対応しています。さらに、本年の通常国会では、議員立法により「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。引き続き制度の改善等を推進していきたいと考えています。

#### 日本維新の会

#### 国民民主党

「骨格提言」については、当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していく必要があると考えます。